

# 住民票・戸籍・諸証明等の交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)

佐渡市長様

- 偽り、その他不正の手段により交付を受けたときは30万円以下の罰金に処されます。
- プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。
- 代理人が住民票・戸籍・身分証明書等を請求するときは、委任状が必要です。
- ご本人確認書類(運転免許証等)をご提示ください。
- 下記の当てはまる□にレ点を記入し、該当に○を付けてください。

※印は記載必須項目です。

① 窓口に来られた方 (申請者)	※住所 (所在地) (Address)	※方書・アパート名 部屋番号も省略せずにお書きください。 電話( - - )			
	フリガナ	法人の場合	生年月日 (Date of birth)	大正 昭和 平成 令和 西暦 年 月 日	
	※氏名 (名称)(Name)	(印)			
	↓法人等の場合は、窓口に来た従業員等の住所及び氏名を記入してください。				
	住所				電話( - - )
	氏名			法人等との関係	

② 住民票	※住所 (Address)	□①と同じ 佐渡市		住民票に必要な記載がありますか	
	フリガナ ※氏名 (Name)	□①と同じ □同一世帯員 □その他(要必要書類)	住民票	□世帯全員 □個人 通	※日本国籍の方 □世帯主・続柄 □本籍・筆頭者 □世帯主・続柄 □国籍・地域 □在留資格・在留に関する情報
	※生年月日 (Date of birth)	□①と同じ 明治・大正・昭和 年 月 日 平成・令和・西暦	記載事項証明	□世帯全員 □個人 通	□必要ない
□住民票コード・個人番号の記載が必要な方(使用が限定されますので、⑤備考欄のその他に 使用目的・提出先を記入してください) ( 住民票コード ・ マイナンバー )					

③ 戸籍諸証明	※本籍地 (Permanent domicile)	□①と同じ 佐渡市	戸籍	□全部事項証明(謄本) 通
	フリガナ ※筆頭者 (Head of a family)	□①と同じ □配偶者 □父母、祖父母 □子、孫 □その他(要必要書類)	除籍	□個人事項証明(抄本) 通
	生年月日 (Date of birth)	明治・大正・昭和 年 月 日 平成・令和・西暦	原戸籍	□一部事項証明 通
	フリガナ ※抄本 (証明書)が必要な方の 氏名(Name)	□①と同じ	附票	□全部事項証明(謄本) 通
生年月日 (Date of birth)	明治・大正・昭和 年 月 日 平成・令和・西暦	受理証明	□個人(除籍) 通	□本籍・筆頭者 □在外選挙人登録地 □住民票コード※⑤備考欄のその他に使用目的・提出先を記入してください
生年月日 (Date of birth)	明治・大正・昭和 年 月 日 平成・令和・西暦	記載事項証明	出生・婚姻・死亡 ( )届 届出 年月日 ( ) 通	
		□身分証明書 通	死亡診断書の写し ( )届 届出 年月日 ( ) 通	
		□廃棄証明書 通		
		□埋火葬証明書・その他( )		

④ 請求理由 使用目的	□相続 □登記 □その他( )	□裏面の手続【該当番号: ( )】 □児童扶養手当【10】 □特別児童扶養手当【12】
	□年金 → □老齢年金請求 □障害年金請求 □遺族年金請求 □未支給年金請求 □その他( )	※この年金を受け取る方はどなたですか ( )
提出先	□日本年金機構(国民【7】・厚生【4】) □共済組合(国【5】・地方【11】・私学【3】) □農業者年金基金【15】 □その他( )	

⑤ 備考欄	※どのような戸籍が必要か、具体的にお書きください。	
	□(出生・婚姻)から(婚姻・死亡)まで、佐渡市にある戸籍すべて	
	□( )の記載があるもの	
	□( )と( )の続柄がわかるもの	
	□その他( )	

【職員記入欄】		
本人確認	(一点確認) □選免 □個力 □在力 □特永力 □身手 □療手 □精福手 □住力(写真付) □パスポート □官公庁証明 □その他( )	
	(複数確認) □健保 □後期 □介保 □年金 □受給者証 □診察券 □学生証 □社員証 □聴聞 □その他( )	
代理権確認等	□委任状 □社員証 □健保 □その他( )	□被保護者証
発行番号		合計額 円

(裏面)

戸籍について無料で証明を行うことができる旨の規定がある法令一覧  
(佐渡市手数料条例第5条第1項第4号による免除)

法律の名称等	
(1)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第45条
(2)	国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第32条
(3)	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第6条
(4)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第95条
(5)	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第113条
(6)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第112条
(7)	国民年金法(昭和34年法律第141号)第104条
(8)	中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第87条
(9)	社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)第26条
(10)	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第27条
(11)	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の25
(12)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第34条
(13)	小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)第30条
(14)	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第66条
(15)	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律127号)第59条
(16)	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第143条
(17)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第75条
(18)	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第19条
(19)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第48条
(20)	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号)第61条
(21)	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第83条
(22)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)第26条
(23)	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号)第33条
(24)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第136条
(25)	健康保険法(大正11年法律第70号)第196条
(26)	船員保険法(昭和14年法律第73号)第144条
(27)	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第16条
(28)	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号)第39条
(29)	国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第19条
(30)	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号)第25条

※上記の法令に記載された手続のために戸籍証明書を請求される方は、手数料が免除となる場合があります。請求の際には必要書類の案内パンフレットなどをご提示ください。